

岩手県監査委員告示第38号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第18号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年8月5日

岩手県監査委員 高 橋 元  
岩手県監査委員 嵯 峨 壱 朗  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象機関名 公益財団法人いきいき岩手支援財団

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成28年1月20日

(2) 本監査実施日 平成28年2月16日

3 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
扶養手当及び期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、67,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	扶養手当及び期末手当については、平成28年2月15日に追給を完了した。 今後は、一斉確認において確認もれがないようチェックを徹底し、再発防止に努めることとした。